

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第14号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について
第15号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
第16号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

平成26年4月1日 定例会

第 1 4 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史	島原市下折橋町4520	H26.4.1～H28.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山本 昇	島原市城内1丁目1213	H26.4.1～H28.3.31
島原市立第一中学校長	北田 義久	島原市城内1丁目1222	H25.4.1～H28.3.31
島原市立第二中学校長	植木 勝信	島原市新山三丁目8916	H26.4.1～H28.3.31
島原市立第三中学校長	野中 豊明	島原市梅園町丁2898	H26.4.1～H28.3.31
島原市立有明中学校長	本田 道隆	島原市有明町大三東戊1535	H26.4.1～H28.3.31

平成 2 6 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市奨学金貸付基金条例第 1 0 条及び島原市奨学金貸付基金条例施行規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

【別紙】

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成26年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	永門 重明		H25.4.1～H28.3.31
長崎県立島原高等学校長	北浦 剛資	島原市城内二丁目1130	H25.4.1～H28.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史	島原市下折橋町4520	H26.4.1～H28.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	有村圭一郎	島原市本光寺町4353	H25.4.1～H28.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山本 昇	島原市城内一丁目1213	H26.4.1～H28.3.31
島原中央高等学校長	古瀬 正昭	島原市船泊町3415	H25.4.1～H28.3.31
島原市立第一中学校長	北田 義久	島原市城内一丁目1222	H25.4.1～H28.3.31
島原市立第二中学校長	植木 勝信	島原市新山三丁目8916	H26.4.1～H28.3.31
島原市立第三中学校長	野中 豊明	島原市梅園町丁2898	H26.4.1～H28.3.31
島原市立三会中学校長	中村 展祥	島原市下宮町甲2511-2	H25.4.1～H28.3.31
島原市立有明中学校長	本田 道隆	島原市有明町大三東戊1535	H26.4.1～H28.3.31
島原市教育委員会教育長	宮原 照彦	島原市有明町大三東戊1327	H25.7.12～H28.3.31
計	12名		

(参考)

島原市奨学金貸付基金条例（抜粋）

（審議委員会）

第10条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

島原市奨学金貸付基金条例施行規則（抜粋）

（審議委員会）

第5条 島原市奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、委員15名以内をもって組織する。

2～5 略

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第 15 号議案

島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

島原市三会地区学校林管理委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住 所 (学校所在地等)	任 期
島原市契約管財課長	大場 義公	島原市上の町537	平成26年4月1日～

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市三会地区学校林管理規程第2条及び第3条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

【別紙】

島原市三会地区学校林管理委員会委員名簿

(平成26年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所 (学校所在地等)	任 期
島原市立三会小学校長	下田 恭子	島原市中原町乙 1462	平成24年4月1日～
島原市立三会中学校長	中村 展祥	島原市下宮町甲 2511-2	平成25年4月1日～
島原市教育委員会教育長	宮原 照彦	島原市有明町 大三東戊 1327	平成25年7月12日～
島原市契約管財課長	大場 義公	島原市上の町 537	平成26年4月1日～
島原市農林水産課長	片山 武則	島原市有明町 大三東戊 1327	平成24年4月1日～
計	5 名		

(参考)

○ 島原市三会地区学校林管理規程（抜粋）

（委員会の設置及び組織）

第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育長・契約管財課長・農林水産課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の失職）

第3条 委員が前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

（委員長）

第4条 委員会は、委員のうちから委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会に関する事務を処理し、委員長を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員から委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第6条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 16 号議案

島原市スポーツ推進委員の委嘱について

島原市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。

平成 26 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

スポーツ基本法第 32 条、島原市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定により委員に委嘱しようとするものである。

【別紙】

島原市スポーツ推進委員名簿(案)

任期(平成26年4月1日～平成28年3月31日)

NO	新規	氏 名	年齢	性別	職 業	住 所	経験年数	地区
1		村子 芳久	67	男			27	有明
2		松本 勇夫	61	男			21	〃
3		織田 義信	66	男			19	〃
4		永田 政澄	56	男			19	〃
5		前田 等	58	男			18	〃
6		荒木 加奈子	61	女			15	〃
7		伊達 幸子	48	女			4	〃
8		松本 友紀	44	女			4	〃
9		本田 則男	44	男			2	〃
10	新規	本多 孝治	43	男			0	〃
11	新規	太田 恵久	43	男			0	〃
12		渡辺 辰博	62	男			38	三会
13		森 英典	53	男			26	〃
14		北浦 雄一	38	男			10	〃
15		早田 みゆき	50	女			6	〃
16		福島 真一	42	男			2	〃
17		種村 繁徳	61	男			36	杉谷
18		松本 恵助	60	男			34	〃
19		塚原 健四	62	男			30	〃
20		吉田 多恵子	66	女			14	〃
21		立山 元気	31	男			5	〃
22		佐藤 源一郎	69	男			25	森岳
23		上田 三生	41	男			10	〃
24		永野 富士夫	55	男			6	〃
25		尾藤 豪洋	46	男			6	〃
26		北野 美亜	36	女			6	〃
27		中川 薫	62	女			20	霊丘
28		中村 浩平	56	男			6	〃
29		村上 彰	50	男			6	〃
30		森脇 久夫	52	男			2	〃
31		吉田 将仁	51	男			2	〃
32		廣瀬 朗	61	男			16	白山
33		上田 武寛	54	男			14	〃
34		大町 伸子	45	女			6	〃
35		前田 泰秀	37	男			2	〃
36	新規	山田 智伯	41	男			0	〃
37		出田 春喜	58	男			26	安中
38		川本 まなみ	66	女			20	〃
39		大町 信広	59	男			10	〃
40		園田 正文	52	男			8	〃
41		霜田 重男	51	男			6	〃

(参考)

○スポーツ基本法（抜粋）

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○島原市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者の中から委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、41人以内とする。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

(追 加 提 出 分)

平成26年4月1日 定例会

議 案 目 次

(頁)

第17号議案	島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	(1)
第18号議案	島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(12)
第19号議案	島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	(20)
第20号議案	島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則	(31)
第21号議案	島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則	(35)
第22号議案	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則	(39)
第23号議案	島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則	(44)
第24号議案	島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則	(48)
第25号議案	島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則	(52)
第26号議案	島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則	(56)
第27号議案	島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則	(60)
第28号議案	島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則	(64)
第29号議案	島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則	(68)
第30号議案	島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則	(72)
第31号議案	島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の 一部を改正する規則	(76)
第32号議案	島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(79)
第33号議案	島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則	(83)
第34号議案	島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の制定について	(86)

第 17 号議案

島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

島原文化会館条例施行規則（平成 25 年 10 月 24 日教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

〔次のよう 別紙〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原文化会館条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 26 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法等の一部改定に伴う使用料の改正及び減免規定の所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第1(第8条関係)

区分	品名	単位	使用料(1回につき)	附記
舞台設備	所作台	1式	円 6,480	見せかけを含む。
	松竹羽目	1式	2,160	セット
	平台	1式 1台	2,160 220	変形平台、箱馬、折りたたみ馬を含む。
	金屏風	1双	2,160	
	緋毛せん	1枚	220	
	長座布とん	1枚	100	
	地がすり	1枚	1,080	
	上敷	1本	100	
	指揮台	1台	220	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1台	30	
	演台	1台	540	花台、水さしを含む。
	浪曲台	1式	220	
	オーケストラピット	1式	3,240	
	反響板	1式	4,320	
	長机	1脚	50	
	折りたたみ椅子	1脚	20	
	賞状盆	1個	50	
	譜面灯	1灯	30	
	(大ホール)			
	フットライト	1式	540	60W×96灯
	第1ボーダーライト	1式	750	150W×80灯
	第2ボーダーライト	1式	750	150W×72灯
	第3ボーダーライト	1式	750	150W×72灯
	スポットライト(1KW)	1台	430	
	スポットライト(500W)	1台	320	

照明
設備

シーリングスポットライト	1 台	150	
サイドフロントライト	1 台	430	
アッパーホリゾントライト	1 列	1,080	
ロアーホリゾントライト	1 列	1,080	
センターピンスポット	1 台	2,160	
オーロラマシーン	1 台	1,080	
ミラーボール	1 台	1,080	
エフェクトマシン	1 式	1,080	
星球	1 式	320	
(中ホール)	行事内容により大ホールの器具を使用することができる。		
ボーダーライト	1 式	540	150W×36灯
アッパーホリゾントライト	1 式	540	100W×36灯
ロアーホリゾントライト	1 列	320	
スポットライト	1 台	430	1 KW×4 台
スポットライト	1 台	320	500W×4 台
シーリングライト	1 式	540	1 KW×4 台
マイクロホン (コンデンサー)	1 本	540	スタンド付
マイクロホン (ダイナミック)	1 本	320	
ワイヤレスマイク	1 チャンネル	1,620	
レコードプレーヤー	1 式	1,080	
コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,080	
テープレコーダー	1 式	1,080	
アンプシステム	1 式	大ホール 3,240 中ホール 1,620	
ミキシングアンプ	1 式	1,080	
マイクスタンド	1 本	320	
ステージスピーカー	1 台	1,080	

音響
設備

	ハネカエリスピーカー	1 台	大 860 小 540	
	カセットデッキ	1 台	1,080	
	MDデッキ	1 台	1,080	
	エフェクタ（リバーブ他）	1 台	1,080	
ピアノ	コンサートグランドピアノ	1 台	5,400	大ホール用 ヤマハ C F 調律料は別
	グランドピアノ	1 台	2,160	中ホール用 ヤマハ G 5 E 調律料は別
中継料	テレビ中継		実費	
	ラジオ中継			
販売行為	大ホールロビー		1,510	教育委員会の指示する場所・許可に当たってはその催物と直接関係のあるものに限る。 販売行為等営利又は営業の宣伝に類しない場合の使用料は、当該使用料の5割の額とする。催物と直接関係のあるプログラムの販売については、使用料を徴収しない。
	中ホール玄関ホール		750	
	小ホール玄関ホール		1,510	
	屋外敷地		1,510	
その他	シャワー室	1 室	1,080	
	展示パネル	1 枚	50	
	スクリーン	1 幕	1,080	中、小ホール320
	コンセント（1KW）	1 口	220	
	ガス器具		実費	
	持込電気器具			
	クリップライト	1 個	100	
	オーバーヘッド	1 式	1,080	スクリーンを含む。
	映写機（16ミリ）	1 台	2,160	横河 X—600 II
	スライドプロゼクター	1 台	1,080	横河 S L P—600 S
	移動式パネル	1 セット	50	

液晶プロジェクター (含VHSビデオデッキ)	1式	1,080	
VHSビデオ付テレビ	1台	1,080	
VHSビデオデッキ	1台	760	

※ 1 附属設備〔使用料〕は1区分(1日3区分)の〔使用料〕とする。

2 基本セットは大・中ホールについては、館内照明第1ボーダーライト及びマイク(ダイナミック)1本とする。

3 この料金表に規定していないものの〔使用料〕については、実費相当額に100分の108を乗じて得た額を徴収する。

島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案					現 行				
別表第1(第8条関係)					別表第1(第8条関係)				
区分	品名	単位	使用料 (1回につき)	附記	区分	品名	単位	使用料 (1回につき)	附記
舞台設備	所作台	1式	円 6,480	見せかけを含む。	舞台設備	所作台	1式	円 6,300	見せかけを含む。
	松竹羽目	1式	2,160	セット		松竹羽目	1式	2,100	セット
	平台	1式 1台	2,160 220	変形平台、箱馬、折りたたみ馬を含む。		平台	1式 1台	2,100 210	変形平台、箱馬、折りたたみ馬を含む。
	金屏風	1双	2,160			金屏風	1双	2,100	
	緋毛せん	1枚	220			緋毛せん	1枚	210	
	長座布とん	1枚	100			長座布とん	1枚	100	
	地がすり	1枚	1,080			地がすり	1枚	1,050	
	上敷	1本	100			上敷	1本	100	
	指揮台	1台	220	指揮者用譜面台付き		指揮台	1台	210	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1台	30			譜面台	1台	30	
	演台	1台	540	花台、水さしを含む。		演台	1台	520	花台、水さしを含む。
	浪曲台	1式	220			浪曲台	1式	210	
	オーケストラピット	1式	3,240			オーケストラピット	1式	3,150	
	反響板	1式	4,320			反響板	1式	4,200	
	長机	1脚	50			長机	1脚	50	
	折りたたみ椅子	1脚	20			折りたたみ椅子	1脚	20	

賞状盆	1 個	50	
譜面灯	1 灯	30	
(大ホール)			
フットライト	1 式	540	60W×96灯
第1 ボーダーライト	1 式	750	150W×80灯
第2 ボーダーライト	1 式	750	150W×72灯
第3 ボーダーライト	1 式	750	150W×72灯
スポットライト (1 KW)	1 台	430	
スポットライト (500W)	1 台	320	
シーリングスポットライト	1 台	150	
サイドフロントライト	1 台	430	
アップパーホリゾン トライト	1 列	1,080	
_____	_____	_____	
_____	_____	_____	
_____	_____	_____	
ローアホリゾン トライト	1 列	1,080	
センターピンスポ ット	1 台	2,160	
オーロラマシーン	1 台	1,080	
ミラーボール	1 台	1,080	
エフエクトマシン	1 式	1,080	
_____	_____	_____	

照明設備

賞状盆	1 個	50	
譜面灯	1 灯	30	
(大ホール)			
フットライト	1 式	520	60W×96灯
第1 ボーダーライト	1 式	730	150W×80灯
第2 ボーダーライト	1 式	730	150W×72灯
第3 ボーダーライト	1 式	730	150W×72灯
スポットライト (1 KW)	1 台	420	
スポットライト (500W)	1 台	310	
シーリングスポット ライト	1 台	150	
サイドフロントライ ト	1 台	420	
アップパーホリゾン トライト	1 列	1,050	
ローアホリゾン トライト	1 列	310	
スポットライト	1 台	420	1 KW×4 台
スポットライト	1 台	310	500W×4 台
ローアホリゾン トライト	1 列	1,050	
センターピンスポ ット	1 台	2,100	
オーロラマシーン	1 台	1,050	
ミラーボール	1 台	1,050	
エフエクトマシン	1 式	1,050	
_____	_____	_____	

照明設備

音響設備	(中ホール)		行事内容により大ホールの器具を使用することができる。	
	ボーダーライト	1 式	540	150W×36灯
	アッパーホリゾン トライト	1 式	540	100W×36灯
	ロアーホリゾン トライト	1 列	320	
	スポットライト	1 台	430	1 KW×4 台
	スポットライト	1 台	320	500W×4 台
	シーリングライト	1 式	540	1 KW×4 台
	マイクロホン (コン デンサー)	1 本	540	スタンド付
	マイクロホン (ダイ ナミック)	1 本	320	
	ワイヤレスマイク	1 チャン ネル	1,620	
音響設備	レコードプレーヤー	1 式	1,080	
	コンパクトディスク プレーヤー	1 台	1,080	
	テープレコーダー	1 式	1,080	
	アンプシステム	1 式	大ホール 3,240 中ホール 1,620	
	ミキシングアンプ	1 式	1,080	
	マイクスタンド	1 本	320	
	ステージスピーカー	1 台	1,080	
	ハネカエリスピー カー	1 台	大 860 小	

音響設備	(中ホール)		行事内容により大ホールの器具を使用することができる。	
	ボーダーライト	1 式	520	150W×36灯
	アッパーホリゾン トライト	1 式	520	100W×36灯
	ロアーホリゾン トライト	1 列	310	
	スポットライト	1 台	420	1 KW×4 台
	スポットライト	1 台	310	500W×4 台
	シーリングライト	1 式	520	1 KW×4 台
	マイクロホン (コン デンサー)	1 本	520	スタンド付
	マイクロホン (ダイ ナミック)	1 本	310	
	ワイヤレスマイク	1 チャン ネル	1,570	
音響設備	レコードプレーヤー	1 式	1,050	
	コンパクトディスク プレーヤー	1 台	1,050	
	テープレコーダー	1 式	1,050	
	アンプシステム	1 式	大ホール 3,150 中ホール 1,570	
	ミキシングアンプ	1 式	1,050	
	マイクスタンド	1 本	310	
	ステージスピーカー	1 台	1,050	
	ハネカエリスピー カー	1 台	大 840 小	

9~1

			540	
	カセットデッキ	1台	1,080	
	MDデッキ	1台	1,080	
	エフェクタ (リバーブ他)	1台	1,080	
ピアノ	コンサートグランドピアノ	1台	5,400	大ホール用 ヤマハCF調律料は別
	グランドピアノ	1台	2,160	中ホール用 ヤマハG5E調律料は別
中継料	テレビ中継		実費	
	ラジオ中継			
販売行為	大ホールロビー		1,510	教育委員会の指示する場所・許可に当たってはその催物と直接関係のあるものに限る。
	中ホール玄関ホール		750	販売行為等営利又は営業の宣伝に類しない場合の使用料は、当該使用料の5割の額とする。催物と直接関係のあるプログラムの販売については、使用料を徴収しない。
	小ホール玄関ホール		1,510	
	屋外敷地		1,510	
	シャワー室	1室	1,080	
	展示パネル	1枚	50	

			520	
	カセットデッキ	1台	1,050	
	MDデッキ	1台	1,050	
	エフェクタ (リバーブ他)	1台	1,050	
ピアノ	コンサートグランドピアノ	1台	5,250	大ホール用 ヤマハCF調律料は別
	グランドピアノ	1台	2,100	中ホール用 ヤマハG5E調律料は別
中継料	テレビ中継		実費	
	ラジオ中継			
販売行為	大ホールロビー		1,470	教育委員会の指示する場所・許可に当たってはその催物と直接関係のあるものに限る。
	中ホール玄関ホール		730	販売行為等営利又は営業の宣伝に類しない場合の使用料は、当該使用料の5割の額とする。催物と直接関係のあるプログラムの販売については、使用料を徴収しない。
	小ホール玄関ホール		1,470	
	屋外敷地		1,470	
	シャワー室	1室	1,050	
	展示パネル	1枚	50	

その他	スクリーン	1 幕	1,080	中、小ホール320
	コンセント (1 K W)	1 口	220	
	ガス器具		実費	
	持込電気器具			
	クリップライト	1 個	100	
	オーバーヘッド	1 式	1,080	スクリーンを含む。
	映写機 (16ミリ)	1 台	2,160	横河 X-600 II
	スライドプロジェクター	1 台	1,080	横河 S L P-600 S
	移動式パネル	1 セット	50	
	液晶プロジェクター (含 V H S ビデオデッキ)	1 式	1,080	
	V H S ビデオ付テレビ	1 台	1,080	
	V H S ビデオデッキ	1 台	760	

- ※ 1 附属設備〔使用料〕は1区分(1日3区分)の〔使用料〕とする。
- 2 基本セットは大・中ホールについては、館内照明第1ボーダーライト及びマイク(ダイナミック)1本とする。
- 3 この料金表に規定していないものの〔使用料〕については、実費相当額に100分の108を乗じて得た額を徴収する。

その他	スクリーン	1 幕	1,050	中、小ホール310
	コンセント (1 K W)	1 口	210	
	ガス器具		実費	
	持込電気器具			
	クリップライト	1 個	100	
	オーバーヘッド	1 式	1,050	スクリーンを含む。
	映写機 (16ミリ)	1 台	2,100	横河 X-600 II
	スライドプロジェクター	1 台	1,050	横河 S L P-600 S
	移動式パネル	1 セット	50	
	液晶プロジェクター (含 V H S ビデオデッキ)	1 式	1,050	
	V H S ビデオ付テレビ	1 台	1,050	
	V H S ビデオデッキ	1 台	735	

- ※ 1 附属設備〔使用料〕は1区分(1日3区分)の〔使用料〕とする。
- 2 基本セットは大・中ホールについては、館内照明第1ボーダーライト及びマイク(ダイナミック)1本とする。
- 3 この料金表に規定していないものの〔使用料〕については、実費相当額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。

別表第2(第9条関係)

減額率		
1項	100%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が教育を目的とした行事に使用する場合
2項	70%減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合
3項	50%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会が経費の一部を負担して共催により使用する場合 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、本市所在の者が教育目的のため使用する場合(第1項に規定する学校を除く) ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 エ 市内の社会教育関係団体及び福祉団体がその目的のため使用する場合
4項	30%減額するもの	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合
5項	使用料金の「入場料を徴収しない場合」の平日、土、日、祝日を適用するもの	島原市民劇場が使用する場合

備考

- 1 第1項に定める場合を除き、第2項から第5項までの免除及び減額の対象は、大ホール・中ホールの使用料のみで、附属設備及び冷暖房の使用料については減額しない。
- 2 ホールの利用時間以外の使用については、上記減額率に準じて減額する。

島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案			現行		
別表第2(第9条関係)			別表第2(第9条関係)		
	減額率			減額率	
1項	100%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が教育を目的とした行事に使用する場合	1項	100%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が教育を目的とした行事に使用する場合
2項	70%減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合	2項	70%減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合
3項	50%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会が経費の一部を負担して共催により使用する場合 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、本市所在の者が教育目的のため使用する場合(第1項に規定する学校を除く) ウ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合</u> エ <u>市内の社会教育関係団体及び福祉団体がその目的のため使用する場合</u>	3項	50%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会が経費の一部を負担して共催により使用する場合 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、本市所在の者が教育目的のため使用する場合(第1項に規定する学校を除く) ウ <u>福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象とした文化教養の向上又は福祉の増進を図るため使用する場合</u> _____ _____
4項	30%減額するもの	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合	4項	30%減額するもの	その他本市____が公益上特に必要と認めた場合
5項	使用料金の「入場料を徴収しない場合」の平日、土、日、祝日を適用するもの	島原市民劇場_____が使用する場合	5項	使用料金の「入場料を徴収しない場合」の平日、土、日、祝日を適用するもの	島原市民劇場、島原子ども劇場が使用する場合
備考 1 第1項に定める場合を除き、第2項から第5項までの免除及び減額の対象は、大ホール・中ホールの使用料のみで、附属設備及び冷暖房の使用料については減額しない。 2 ホールの利用時間以外の使用については、上記減額率に準じて減額する。			備考 1 第1項に定める場合を除き、第2項から第5項までの免除及び減額の対象は、大ホール・中ホールの使用料のみで、附属設備及び冷暖房の使用料については減額しない。 2 ホールの利用時間以外の使用については、上記減額率に準じて減額する。		

第18号議案

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則（平成17年12月16日教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

〔次のよう 別紙〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法等の一部改定に伴う使用料の改正及び減免規定の所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第1(第6条関係)

区分	品名	単位	使用料金	付記
舞台設備	平台			
	一式		1,540	
	一台		100	
	金屏風	一双	1,540	
	緋毛せん	一枚	100	
	吊りジョーゼット	一式	1,540	
	上敷	一枚	100	
	指揮台	一式	210	譜面台付き
	譜面台	一台	50	
	演台	一式	520	花台付き
	音響反響板	一式	4,110	天井ライト付
	司会台	一台	100	
照明設備	第1ボーダーライト	一式	520	
	第2ボーダーライト	一式	520	
	スポットライト1kw	一台	210	
	スポットライト500w	一台	100	
	シーリングライト	一式	3,090	
	サイドフロントライト	一式	3,090	
	アッパーホリゾントライト	一式	1,030	
	ロアーホリゾントライト	一式	1,030	
	センターピンスポット	一台	1,030	
	エフェクトマシン	一台	1,030	
	データフラッシュ	一台	820	
	ソースフォー	一台	410	
	ミラーボール	一台	820	
	ボーダーライト(多目的ホール)	一式	520	
	アッパーホリゾントライト(多目的ホール)	一式	520	
	シーリングライト[天井ライト] (多目的ホール)	一式	310	
	カラーフィルター		実費	
	音響拡声装置(大ホール)	一式	2,570	
	音響拡声装置(多目的ホール)	一式	1,540	
	ミキシングアンプシステム	一式	520	

音響設備	コンデンサーマイクロホン	一本	410	
	ダイナミックマイクロホン	一本	210	
	ワイヤレスマイクロホン	一本	520	
	移動型スピーカー大	一台	520	
	移動型スピーカー小	一台	310	
	CDプレーヤー	一台	520	
	MDデッキ	一台	520	
	カセットデッキ	一台	520	
	エフェクター(リバーブ他)	一台	520	
	マイクスタンド	一本	100	
その他	グランドピアノ大(CF-Ⅲ)	一台	3,090	
	グランドピアノ小(S-6)	一台	1,030	
	展示パネル	一枚	50	
	16mm映写機(大ホール)	一式	2,060	
	スクリーン(大ホール)	一幕	1,030	
	スクリーン(大ホール以外)	一幕	310	
	ビデオデッキ	一台	520	
	DVDプレーヤー	一台	520	
	テレビ	一台	520	
	ビデオプロジェクター	一台	520	
	オーバーヘッドカメラ	一台	520	
	スライド映写機	一台	520	
	コンセント1kw	一口	100	
	持ち込み電気器具		実費	

文化会館附属設備の使用料金は、3区分(9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～22:00)に分けた、一区分の使用料金とする。

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案					現 行				
別表第1(第6条関係)					別表第1(第6条関係)				
区分	品名	単位	使用料金	付記	区分	品名	単位	使用料金	付記
舞台設備	平台				舞台設備	平台			
	一式		1,540			一式		1,500	
	一台		100			一台		100	
	金屏風	一双	1,540			金屏風	一双	1,500	
	緋毛せん	一枚	100			緋毛せん	一枚	100	
	吊りジョーゼット	一式	1,540			吊りジョーゼット	一式	1,500	
	上敷	一枚	100			上敷	一枚	100	
	指揮台	一式	210	譜面台付き		指揮台	一式	200	譜面台付き
	譜面台	一台	50			譜面台	一台	50	
	演台	一式	520	花台付き		演台	一式	500	花台付き
	音響反響板	一式	4,110	天井ライト		音響反響板	一式	4,000	天井ライト付
	司会台	一台	100			司会台	一台	100	
	第1ボーダーライト	一式	520			第1ボーダーライト	一式	500	
	第2ボーダーライト	一式	520			第2ボーダーライト	一式	500	
	スポットライト1kw	一台	210			スポットライト1kw	一台	200	
	スポットライト500w	一台	100			スポットライト500w	一台	100	
	シーリングライト	一式	3,090			シーリングライト	一式	3,000	
	サイドフロントライト	一式	3,090			サイドフロントライト	一式	3,000	
	アッパー・ホリゾントライト	一式	1,030			アッパー・ホリゾントライト	一式	1,000	
	ロアー・ホリゾントライト	一式	1,030			ロアー・ホリゾントライト	一式	1,000	

照明設備	センターピンスポット	一台	1,030	
	エフェクトマシン	一台	1,030	
	データフラッシュ	一台	820	
	ソースフォー	一台	410	
	ミラーボール	一台	820	
	ボーダーライト(多目的ホール)	一式	520	
	アップパーホリゾントライト(多目的ホール)	一式	520	
	シーリングライト[天井ライト] (多目的ホール)	一式	310	
	カラーフィルター		実費	
音響設備	音響拡声装置(大ホール)	一式	2,570	
	音響拡声装置(多目的ホール)	一式	1,540	
	ミキシングアンプシステム	一式	520	
	コンデンサーマイクロホン	一本	410	
	ダイナミックマイクロホン	一本	210	
	ワイヤレスマイクロホン	一本	520	
	移動型スピーカー大	一台	520	
	移動型スピーカー小	一台	310	
	CDプレーヤー	一台	520	
	MDデッキ	一台	520	
	カセットデッキ	一台	520	
	エフェクター(リバーブ他)	一台	520	
	マイクスタンド	一本	100	

照明設備	センターピンスポット	一台	1,000	
	エフェクトマシン	一台	1,000	
	データフラッシュ	一台	800	
	ソースフォー	一台	400	
	ミラーボール	一台	800	
	ボーダーライト(多目的ホール)	一式	500	
	アップパーホリゾントライト(多目的ホール)	一式	500	
	シーリングライト[天井ライト] (多目的ホール)	一式	300	
	カラーフィルター		実費	
音響設備	音響拡声装置(大ホール)	一式	2,500	
	音響拡声装置(多目的ホール)	一式	1,500	
	ミキシングアンプシステム	一式	500	
	コンデンサーマイクロホン	一本	400	
	ダイナミックマイクロホン	一本	200	
	ワイヤレスマイクロホン	一本	500	
	移動型スピーカー大	一台	500	
	移動型スピーカー小	一台	300	
	CDプレーヤー	一台	500	
	MDデッキ	一台	500	
	カセットデッキ	一台	500	
	エフェクター(リバーブ他)	一台	500	
	マイクスタンド	一本	100	

その他	グランドピアノ大(CF-Ⅲ)	一台	3,090	
	グランドピアノ小(S-6)	一台	1,030	
	展示パネル	一枚	50	
	16mm映写機(大ホール)	一式	2,060	
	スクリーン(大ホール)	一幕	1,030	
	スクリーン(大ホール以外)	一幕	310	
	ビデオデッキ	一台	520	
	DVDプレーヤー	一台	520	
	テレビ	一台	520	
	ビデオプロジェクター	一台	520	
	オーバーヘッドカメラ	一台	520	
	スライド映写機	一台	520	
	コンセント1kw	一口	100	
	持ち込み電気器具		実費	

文化会館附属設備の使用料金は、3区分(9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～22:00)に分けた、一区分の使用料金とする。

その他	グランドピアノ大(CF-Ⅲ)	一台	3,000	
	グランドピアノ小(S-6)	一台	1,000	
	展示パネル	一枚	50	
	16mm映写機(大ホール)	一式	2,000	
	スクリーン(大ホール)	一幕	1,000	
	スクリーン(大ホール以外)	一幕	300	
	ビデオデッキ	一台	500	
	DVDプレーヤー	一台	500	
	テレビ	一台	500	
	ビデオプロジェクター	一台	500	
	オーバーヘッドカメラ	一台	500	
	スライド映写機	一台	500	
	コンセント1kw	一口	100	
	持ち込み電気器具		実費	

文化会館附属設備の使用料金は、3区分(9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～22:00)に分けた、一区分の使用料金とする。

別表第2(第7条関係)

減額率		
1項	100%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が教育を目的とした行事に使用する場合
2項	70%減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合
3項	50%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会が経費の一部を負担して共催により使用する 場合 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、本市所 在の者が教育目的のため使用する場合(第1項に規定する学校を除く) ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する市内の保育所 が保育所の行事として施設を使用する場合 エ 市内の社会教育関係団体及び福祉団体がその目的のため使用する 場合
4項	30%減額するもの	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合
5項	使用料金の「入場料を徴収しない場合」の平日、土、日、祝日を適用するもの	島原市民劇場が使用する場合

備考 1 第1項に定める場合を除き、第2項から第5項までの免除及び減額の対象は、大ホール・多目的ホールの〔使用料又は利用料金〕のみで、附属設備及び冷暖房の〔使用料又は利用料金〕については減額しない。

2 ホールの利用時間以外の使用については、上記減額率に準じて減額する。

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

61

改正案			現 行		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
	減額率			減額率	
1項	100%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が教育を目的とした行事に使用する場合	1項	100%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が教育を目的とした行事に使用する場合
2項	70%減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合	2項	70%減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合
3項	50%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会が経費の一部を負担して共催により使用する場合 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、本市所在の者が教育目的のため使用する場合(第1項に規定する学校を除く) ウ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合</u> エ <u>市内の社会教育関係団体及び福祉団体がその目的のため使用する場合</u>	3項	50%減額するもの	ア 本市又は本市教育委員会が経費の一部を負担して共催により使用する場合 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、本市所在の者が教育目的のため使用する場合(第1項に規定する学校を除く) ウ <u>福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象とした文化教養の向上又は福祉の増進を図るため使用する場合</u> _____ _____
4項	30%減額するもの	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合	4項	30%減額するもの	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合
5項	使用料金の「入場料を徴収しない場合」の平日、土、日、祝日を適用するもの	島原市民劇場_____が使用する場合	5項	使用料金の「入場料を徴収しない場合」の平日、土、日、祝日を適用するもの	島原市民劇場、島原子ども劇場が使用する場合
備考 1 第1項に定める場合を除き、第2項から第5項までの免除及び減額の対象は、大ホール・多目的ホールの〔使用料又は利用料金〕のみで、附属設備及び冷暖房の〔使用料又は利用料金〕については減額しない。 2 ホールの利用時間以外の使用については、上記減額率に準じて減額する。			備考 1 第1項に定める場合を除き、第2項から第5項までの免除及び減額の対象は、大ホール・多目的ホールの〔使用料又は利用料金〕のみで、附属設備及び冷暖房の〔使用料又は利用料金〕については減額しない。 2 ホールの利用時間以外の使用については、上記減額率に準じて減額する。		

第 19 号議案

島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

島原復興アリーナ条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

〔次のよう 別紙〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原復興アリーナ条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 26 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法等の一部改正に伴う使用料の改定及び減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第1 (第4条関係)

	品名	単位	使用料 〔利用料金〕	附記
メインアリーナ	仮設ステージ	1 台 1 回	540円	最大12台
	可動席	1 式 1 回	3,240円	
	演台	1 台 1 回	320円	花台含む
	放送設備	1 式 1 回	1,080円	電気代 1 時間1,230円
	照明器具 (ステージ用)	1 式 1 回	1,080円	
	移動式電光得点表示板	1 式 1 回	320円	1 式はコート 1 面分
	会議用テーブル	1 脚 1 回	40円	
	椅子	1 脚 1 回	20円	
	フロアシート	1 枚 1 回	50円	
	吊り幕	1 枚 1 回	50円	
	吊りバトン	1 本 1 回	320円	
	販売行為	1 m ²	100円	
	持込器具 (1 k w時間)	k w	210円	
	移動式放送設備	1 式 1 回	540円	
	VHSビデオ付液晶プロジェクター	1 式 1 回	2,160円	小型スクリーンを含む
	VHSビデオ付液晶プロジェクションテレビ	1 式 1 回	1,080円	
	VHSビデオ付ワイドテレビ	1 式 1 回	1,080円	
	大型スライド映写機	1 式 1 回	1,080円	小型スクリーンを含む
	OHP	1 式 1 回	540円	小型スクリーンを含む
	デジタルビデオカメラ	1 式 1 回	1,080円	

	ビデオデッキ	1 式 1 回	540円	
	大型スクリーン	1 式 1 回	1,080円	
	コートベンチ	1 台	50円	
	テント	1 張 1 回	540円	
	ハンドマイク (大)	1 本 1 回	320円	
	ハンドマイク (小)	1 本 1 回	220円	
サブアリーナ	可動ステージ	1 式 1 回	3,240円	幕類含む
	可動席	1 式 1 回	5,400円	
	演台	1 台 1 回	320円	花台含む
	舞台備品	1 式 1 回	2,160円	
	放送設備	1 式 1 回	1,080円	電気代 1 時間410円
	照明器具	1 式 1 回	1,080円	
	会議用テーブル	1 脚 1 回	40円	
	椅子	1 脚 1 回	20円	
	フロアシート	1 枚 1 回	50円	
	展示パネル	1 枚 1 回	50円	ベース、ポール含む
	パソコン	1 台 1 回	540円	
	プリンター	1 台 1 回	320円	
	ビデオプロジェクター	1 式 1 回	1,080円	スクリーン付き
	OHP	1 台 1 回	540円	スクリーン付き
	スライド映写機	1 台 1 回	540円	スクリーン付き
	中型スクリーン	1 式 1 回	540円	
	小型スクリーン	1 式 1 回	320円	
	ピアノ	1 台 1 回	1,080円	
	音響器具	1 式 1 回	1,080円	

競技場照明設備

点灯パターン	点灯数	単位	使用料 〔利用料金〕	附記
アリーナ全面	全点灯	1 時間	1,650円	
	2 / 3 点灯	1 時間	1,230円	
	1 / 3 点灯	1 時間	760円	
アリーナ 2 / 3 面	全点灯	1 時間	1,150円	
	2 / 3 点灯	1 時間	870円	
	1 / 3 点灯	1 時間	540円	
アリーナ 1 / 3 面	全点灯	1 時間	490円	
	2 / 3 点灯	1 時間	380円	
	1 / 3 点灯	1 時間	230円	
アリーナ 1 / 2 面	全点灯	1 時間	820円	
	2 / 3 点灯	1 時間	620円	
	1 / 3 点灯	1 時間	380円	
サブアリーナ	全点灯	1 時間	480円	
	1 / 2 点灯	1 時間	240円	

冷暖房設備

諸室名		単位	使用料 〔利用料金〕	附記
アリーナ	アリーナ+観客席	1 時間	8,640円	
サブアリーナ		1 時間	1,650円	
音楽室		1 時間	120円	
視聴覚室		1 時間	120円	
研修室	1 室	1 時間	60円	研修室 1・2・3
会議室	1 室	1 時間	60円	会議室 1・2

備考 この料金表に規定していないものの使用料については、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

別表第2（第5条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100 パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50 パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第 1（第 4 条関係）					別表第 1（第 4 条関係）				
	品名	単位	使用料 [利用料金]	附記		品名	単位	使用料 [利用料金]	附記
メインアリーナ	仮設ステージ	1 台 1 回	540円	最大12台	メインアリーナ	仮設ステージ	1 台 1 回	520円	最大12台
	可動席	1 式 1 回	3,240円			可動席	1 式 1 回	3,150円	
	演台	1 台 1 回	320円	花台含む		演台	1 台 1 回	310円	花台含む
	放送設備	1 式 1 回	1,080円	電気代 1 時間 1,230円		放送設備	1 式 1 回	1,050円	電気代 1 時間 1,200円
	照明器具（ステージ用）	1 式 1 回	1,080円			照明器具（ステージ用）	1 式 1 回	1,050円	
	移動式電光得点表示板	1 式 1 回	320円	1 式はコート 1 面分		移動式電光得点表示板	1 式 1 回	310円	1 式はコート 1 面分
	会議用テーブル	1 脚 1 回	40円			会議用テーブル	1 脚 1 回	40円	
	椅子	1 脚 1 回	20円			椅子	1 脚 1 回	20円	
	フロアシート	1 枚 1 回	50円			フロアシート	1 枚 1 回	50円	
	吊り幕	1 枚 1 回	50円			吊り幕	1 枚 1 回	50円	
	吊りバトン	1 本 1 回	320円			吊りバトン	1 本 1 回	310円	
	販売行為	1 m ²	100円			販売行為	1 m ²	100円	
	持込器具（1 k w 時間）		210円			持込器具（1 k w 時間）		200円	
	移動式放送設備	1 式 1 回	540円			移動式放送設備	1 式 1 回	520円	

VHSビデオ 付液晶プロジェクター	1式 1回	2,160円	小型スクリーンを含む
VHSビデオ 付液晶プロジェクションテレビ	1式 1回	1,080円	
VHSビデオ 付ワイドテレビ	1式 1回	1,080円	
大型スライド 映写機	1式 1回	1,080円	小型スクリーンを含む
OHP	1式 1回	540円	小型スクリーンを含む
デジタルビデオカメラ	1式 1回	1,080円	
ビデオデッキ	1式 1回	540円	
大型スクリーン	1式 1回	1,080円	
コートベンチ	1台	50円	
テント	1張 1回	540円	
ハンドマイク (大)	1本 1回	320円	
ハンドマイク (小)	1本 1回	220円	
サブアリーナ	可動ステージ	1式 1回	3,240円 幕類含む
	可動席	1式 1回	5,400円
	演台	1台 1回	320円 花台含む

VHSビデオ 付液晶プロジェクター	1式 1回	2,100円	小型スクリーンを含む
VHSビデオ 付液晶プロジェクションテレビ	1式 1回	1,050円	
VHSビデオ 付ワイドテレビ	1式 1回	1,050円	
大型スライド 映写機	1式 1回	1,050円	小型スクリーンを含む
OHP	1式 1回	520円	小型スクリーンを含む
デジタルビデオカメラ	1式 1回	1,050円	
ビデオデッキ	1式 1回	520円	
大型スクリーン	1式 1回	1,050円	
コートベンチ	1台	50円	
テント	1張 1回	520円	
ハンドマイク (大)	1本 1回	310円	
ハンドマイク (小)	1本 1回	210円	
サブアリーナ	可動ステージ	1式 1回	3,150円 幕類含む
	可動席	1式 1回	5,250円
	演台	1台 1回	310円 花台含む

舞台備品	1式 1回	2,160円	
放送設備	1式 1回	1,080円	電気代 1時間410円
照明器具	1式 1回	1,080円	
会議用テーブル	1脚 1回	40円	
椅子	1脚 1回	20円	
フロアシート	1枚 1回	50円	
展示パネル	1枚 1回	50円	ベース、ポール含む
パソコン	1台 1回	540円	
プリンター	1台 1回	320円	
ビデオプロジェクター	1式 1回	1,080円	スクリーン付き
OHP	1台 1回	540円	スクリーン付き
スライド映写機	1台 1回	540円	スクリーン付き
中型スクリーン	1式 1回	540円	
小型スクリーン	1式 1回	320円	
ピアノ	1台 1回	1,080円	
音響器具	1式 1回	1,080円	

競技場
照明設備

点灯パターン	点灯数	単位	使用料 [利用料金]	附記
アリーナ 全面	全点灯	1時間	1,650円	
	2 / 3点灯	1時間	1,230円	
	1 / 3点灯	1時間	760円	

舞台備品	1式 1回	2,100円	
放送設備	1式 1回	1,050円	電気代 1時間400円
照明器具	1式 1回	1,050円	
会議用テーブル	1脚 1回	40円	
椅子	1脚 1回	20円	
フロアシート	1枚 1回	50円	
展示パネル	1枚 1回	50円	ベース、ポール含む
パソコン	1台 1回	520円	
プリンター	1台 1回	310円	
ビデオプロジェクター	1式 1回	1,050円	スクリーン付き
OHP	1台 1回	520円	スクリーン付き
スライド映写機	1台 1回	520円	スクリーン付き
中型スクリーン	1式 1回	520円	
小型スクリーン	1式 1回	310円	
ピアノ	1台 1回	1,050円	
音響器具	1式 1回	1,050円	

競技場
照明設備

点灯パターン	点灯数	単位	使用料 [利用料金]	附記
アリーナ 全面	全点灯	1時間	1,600円	
	2 / 3点灯	1時間	1,200円	
	1 / 3点灯	1時間	740円	

アリーナ	全点灯	1時間	1,150円	
2/3面	2/3点灯	1時間	870円	
	1/3点灯	1時間	540円	
アリーナ	全点灯	1時間	490円	
1/3面	2/3点灯	1時間	380円	
	1/3点灯	1時間	230円	
アリーナ	全点灯	1時間	820円	
1/2面	2/3点灯	1時間	620円	
	1/3点灯	1時間	380円	
サブアリーナ	全点灯	1時間	480円	
	1/2点灯	1時間	240円	

冷暖房設備

諸室名		単位	使用料 〔利用料金〕	附記
アリーナ	アリーナ＋観客席	1時間	8,640円	
サブアリーナ		1時間	1,650円	
音楽室		1時間	120円	
視聴覚室		1時間	120円	
研修室	1室	1時間	60円	研修室1・2・3
会議室	1室	1時間	60円	会議室1・2

備考 この料金表に規定していないものの使用料については、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

別表第2（第5条関係）

区分	減免率	減免する場合
1項	100パーセント免除する	本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合

アリーナ	全点灯	1時間	1,120円	
2/3面	2/3点灯	1時間	850円	
	1/3点灯	1時間	520円	
アリーナ	全点灯	1時間	480円	
1/3面	2/3点灯	1時間	370円	
	1/3点灯	1時間	220円	
アリーナ	全点灯	1時間	800円	
1/2面	2/3点灯	1時間	600円	
	1/3点灯	1時間	370円	
サブアリーナ	全点灯	1時間	480円	
	1/2点灯	1時間	240円	

冷暖房設備

諸室名		単位	使用料 〔利用料金〕	附記
アリーナ	アリーナ＋観客席	1時間	8,400円	
サブアリーナ		1時間	1,600円	
音楽室		1時間	120円	
視聴覚室		1時間	120円	
研修室	1室	1時間	60円	研修室1・2・3
会議室	1室	1時間	60円	会議室1・2

備考 この料金表に規定していないものの使用料については、実費相当額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。

別表第2（第5条関係）

区分	減免率	減免する場合
1項	100パーセント免除する	市又は教育委員会の主催により使用する場合

	もの	イ <u>本市内</u>の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ <u>本市</u>小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ <u>本市</u>体育協会所属の各競技団体が<u>本市</u>代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ <u>本市内</u>の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ <u>本市体育協会が主催して使用する場合</u>
2 項	50 パーセント 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ <u>本市又は本市教育委員会</u>の共催により使用する場合 ウ <u>本市及び本市教育委員会</u>が主体的に誘致した場合 エ <u>本市</u>体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ <u>本市内の福祉団体</u>が、その目的のため<u>体育スポーツ行事又は文化行事</u>に<u>使用する場合</u> キ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行</u>

	るもの	イ <u>市内</u>の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ <u>島原市</u>小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ <u>島原市体育協会</u>所属の各競技団体が<u>島原市</u>代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ <u>市内</u>の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合
2 項	50 パーセント 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ <u>市又は教育委員会</u>の共催により使用する場合 ウ <u>市及び教育委員会</u>が主体的に誘致した場合 エ <u>島原市体育協会</u>所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント減免するものに該当する場合を除く。） カ <u>福祉施設又は障害者の団体</u>が、<u>障害者を対象とした体育スポーツ行事又は文化行事のため使用する場合</u>

		事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が 定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合は使用料は減免しない。

3 項	30パーセント 減額するもの	市長 が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア・イ・ウに該当する場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び 3 項に該当する場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する催物等を行う場合は減免しない。

第20号議案

島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営平成町多目的広場条例施行規則（平成25年教育委員会施行規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

〔次のよう 別紙〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市営平成町多目的広場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法等の一部改正に伴う使用料の改定及び減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第 1（第 4 条関係）

品名	単位	使用料金	附記
移動式放送設備	1 式 1 回	540円	
テント	1 張 1 回	540円	
ベンチ（椅子）	1 台	50円	
野外ステージ	1 式 1 回	5,400円	

別表第 2（第 5 条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100 パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50 パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
品名	単位	使用料金	附記	品名	単位	使用料金	附記
移動式放送設備	1式1回	540円		移動式放送設備	1式1回	520円	
テント	1張1回	540円		テント	1張1回	520円	
ベンチ（椅子）	1台	50円		ベンチ（椅子）	1台	50円	
野外ステージ	1式1回	5,400円		野外ステージ	1式1回	5,250円	
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
区分	減免率	減免する場合		減免率			
1項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場 カ 本市体育協会が主催して使用する場		第1項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場	
2項	50％減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使		第2項	50％減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場 イ 市及び教育委員会が主体的に誘致した場 ウ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して使	

33

34

		用する場合 <u>オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。）</u> <u>カ 本市内の福祉団体 が、その目的のため</u> <u>体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合</u> <u>キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合</u> <u>ク 本市体育協会の共催により使用する場合</u>
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア・イ・ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

		用する場合 _____ _____ _____ <u>エ 福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象とした体育スポーツ行事 _____ のため使用する場合</u> _____ _____
第3 項	30 % 減額するもの	その他市長 が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 第1 項のア、イ、ウ、_____に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 第2 項及び第3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する催し物等を行う場合 _____は減免しない。

第 21 号議案

島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則（平成 25 年教育委員会第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める

〔次のよう 別紙〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 26 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法等の一部改正に伴う使用料の改定及び減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第 1（第 4 条関係）

品名	単位	使用料
移動式放送設備	1 式 1 回	540円
ベンチシート	1 台 1 回	1,030円
テント	1 張 1 回	540円
椅子（ベンチタイプ）	1 台 1 回	50円
椅子（パイプ椅子）	1 脚 1 回	20円
机（審判用机を除く。）	1 台 1 回	40円
トレーニング器具一式	1 人 1 時間	210円

備考 この表に規定していないものの使用料については、教育委員会が別に定める。

別表第 2（第 6 条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100 パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合（回数を制限する） カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50 パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、夜間照明及び附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第 1 （第 4 条関係）			別表第 1 （第 4 条関係）		
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料
移動式放送設備	1 式 1 回	540円	移動式放送設備	1 式 1 回	520円
ベンチシート	1 台 1 回	1,030円	ベンチシート	1 台 1 回	1,000円
テント	1 張 1 回	540円	テント	1 張 1 回	520円
椅子（ベンチタイプ）	1 台 1 回	50円	椅子（ベンチタイプ）	1 台 1 回	50円
椅子（パイプ椅子）	1 脚 1 回	20円	椅子（パイプ椅子）	1 脚 1 回	20円
机（審判用机を除く。）	1 台 1 回	40円	机（審判用机を除く。）	1 台 1 回	40円
トレーニング器具一式	1 人 1 時間	210円	トレーニング器具一式	1 人 1 時間	200円
備考 略			備考 略		
別表第 2 （第 6 条関係）			別表第 2 （第 6 条関係）		
区分	減免率	減免する場合	1 項	100 パーセント	ア 市又は 教育委員会の主催により使用する場合 イ 市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 島原市小学校体育連盟又は島原市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合（回数を制限

		する) カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50 パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考

- 1 項の ア・イ・ウ 及び 3 項に定める場合を除き、夜間照明及び附属設備の使用料は減免しない。
- 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

		する) _____
2 項	50 パーセント	ア 国又は県の主催により使用する場合 _____ イ _____市及び_____教育委員会が主体的に誘致した場合 ウ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 _____ _____ _____ エ 福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象とした体育スポーツ行事_____のため使用する場合 _____ _____ _____
3 項	30 パーセント	その他教育委員会が _____公益上特に必要と認めた場合

備考

- 1 項の ア、イ、ウ 及び 3 項に定める場合を除き、_____附属設備の使用料は減免しない。
- 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は、減免しない。

第 2 2 号議案

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 及び別表 2 を次のように改める。

〔次のよう 別紙〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかる使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 6 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

消費税法等の一部改正に伴う使用料の改定及び減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表第1（第10条関係）

品名	単位	使用料
放送設備	1式1日	1,080円
テント	1台1日	540円
長机	1台1日	30円
いす	1脚1日	10円

備考 1 長机、椅子の館外持ち出しは10割増とする。

2 この表に規定していないものの使用料については、教育委員会が別に定める。

別表第2（第11条関係）

区分	減免率	減免する場合
1項	100パーセント免除するものの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合（回数を制限する） カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2項	50パーセント減額するものの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3項	教育委員会が定める率	1項及び2項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1項のア・イ・ウ及び3項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2項及び3項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1（第10条関係）			別表第1（第10条関係）		
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料
放送設備	1式1日	1,080円	放送設備	1式1日	1,050円
テント	1台1日	540円	テント	1台1日	520円
長机	1台1日	30円	長机	1台1日	30円
いす	1脚1日	10円	いす	1脚1日	10円
備考 1～2 略			備考 1～2 略		
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）		
			体育館		
区分	減免率	減免する場合	減免率		
1項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する（回数を制限する） カ 本市体育協会が主催して使用する	1項	100パーセント	ア 市又は教育委員会の主催により使用する イ 市内の小・中学校が学校行事のため使用する ウ 島原市小学校体育連盟又は島原市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する（回数を制限する） オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する（回数を制限する）

2 項	50 パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント<u>免除</u>するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体 が、その目的のため<u>体育スポーツ行事又は文化行事</u>に使用する場合 キ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合</u> ク 本市体育協会の共催により使用する場合
	3 項 教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

2 項	50 パーセント	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 市又は 教育委員会の共催により使用する場合 ウ 市及び 教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント<u>減免</u>するものに該当する場合を除く。） カ 福祉施設又は障害者の団体が行事のため 使用する場合
	3 項 30 パーセント	その他教育委員会が 公益上特に必要と認めた場合

備考 1～2 略

備考 1～2 略

弓道場

減免率	
市が主催又は他の団体と共催して使用する場合	全額
市の体育協会が使用する場合	全額
市内の高等学校が使用する場合	50/100以内
全各号のほか委員会が適当と認めた場合	50/100以内

第 23 号議案

島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立有馬武道館条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア、イ、ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市立有馬武道館条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行	
別表（第7条関係）			別表（第7条関係） 使用料の減免基準	
区分	減免率	減免する場合	減免する場合	減免率
1 項	100 パーセント免除するものの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合	市が主催又は他の団体と共催して使用する場合	10割
		イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合		
		ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合	島原市体育協会が使用する場合	10割
		エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する）		
		オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合	市内の小中学校が使用する場合	10割
カ 本市体育協会が主催して使用する場合				
2 項	50パーセント減額するものの	ア 国又は県の主催により使用する場合	市長が公益上特に必要と認めた場合	5 割以内
		イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合		
		ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合		
		エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合		
		オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。）		
		カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合		
		キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する		

		本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合
		ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3項	教育委員会が定める率	1項及び2項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考

- 1 1項のア・イ・ウ及び3項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2項及び3項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

第24号議案

島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立温水プール条例施行規則（平成25年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市立温水プール条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後に徴収すべき使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	減免率	減免する場合	減免率		
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は <u>本市教育委員会</u> の主催により使用する 場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する 場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が 体育スポーツ行事のため使用する 場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表とし て県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強 化練習に使用する 場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部 活動のため部分使用する 場合 カ 本市体育協会が主催して使用する 場合	第 1 項	100% 免除するもの	ア 本市又は <u>本市教育会</u> の主催により使用する 場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する 場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が 体育スポーツ行事のため使用する 場合 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代表 として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、 強化練習に使用する 場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部 活動のため部分使用する 場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する 場合 イ 本市又は <u>本市教育委員会</u> の共催により使用する 場合 ウ 本市及び <u>本市教育委員会</u> が主体的に誘致した 場合 エ 本 市体育協会所属の各競技団体が主催して使 用する 場合 オ <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定</u> <u>する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のた</u> <u>め使用する</u> <u>場合（100パーセント免除するものに該</u> <u>当する場合を除く。）</u>	第 2 項	50% 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する 場合 _____ イ _____市及び_____教育委員会が主体的に誘致した 場合 ウ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して使 用する 場合 _____ _____ _____

第25号議案

島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則

島原市有明プール条例施行規則（平成25年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市有明プール条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後に徴収すべき使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

54

改 正 案			現 行		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	減免率	減免する場合	減免率		
1 項	100 パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合	第1項	100 % 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合
		イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合のため部分使用する場合			イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合
2 項	50 % 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合	第2項	50 % 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合
		イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するもの）			イ 市及び教育委員会が主体的に誘致した場合 ウ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合

		のに該当する場合を除く。)
		カ 本市内の福祉団体 が、その目的のため 体育スポーツ行事又は文化行事に使用する 場合
		キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に 規定する本市内の保育所が保育所の行事として 施設を使用する場合
		ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員	1 項及び2 項までに掲げるもののほか本市教育委
	会が定め	員会が公益上特に必要と認めた場合
	る率	

備考

- 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する 場合の使用料は減免しない。

		エ 福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象とした体育スポーツ行事のため 使用する 場合
第3 項	30 % 減額 するもの	その他教育委員会 が公益上特に必要と認めた場合

備考

入場料又はこれに類する費用
等を徴する催し物等を行う場合は減免しない。

第26号議案

島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営球場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次のとおり」を「別表のとおり」に改め、同項第1号から第4号までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市営球場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
(使用料の減免)			(使用料の減免)		
第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。			第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、次のとおりとする。		
			(1) 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割		
			(2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割		
			(3) 市内の小中学校が使用するとき 10割		
			(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるとき 10割以内		
2 略			2 略		
別表 (第 4 条関係)					
区分	減免率	減免する場合			
1 項	100 パーセント免除するものの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場 合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場 合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体 育スポーツ行事のため使用する場 合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として 県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練 習に使用する場 合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活 動のため部分使用する場 合 カ 本市体育協会が主催して使用する場 合			
2 項	50 パーセント減額する	ア 国又は県の主催により使用する場 合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場 合			

	るもの	ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する 場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する 学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用 する場合（100パーセント免除するものに該当する 場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ 行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定 する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使 用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合	
3 項	教育委 員会が 定める 率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公 益上特に必要と認めた場合	
備考 1 1 項のア・イ・ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は 減免しない。 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等 を徴する場合は使用料の減免はしない。			

第27号議案

島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営庭球場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次のとおり」を「別表のとおり」に改め、同項第1号から第4号までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市営庭球場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
(使用料の減免)		(使用料の減免)	
第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、 <u>別表のとおり</u> とする。		第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、 <u>次のとおり</u> とする。	
		(1) 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割	
		(2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割	
		(3) 市内の小中学校が使用するとき 10割	
		(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるとき 10割以内	
別表（第 4 条関係）			
区分	減免率	減免する場合	
1 項	100 パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合	
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合	

		エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する 場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する 学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用 する場合（100パーセント免除するものに該当する場 合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ 行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定す る本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用す る場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員 会が定め た率	1 項及び2 項までに掲げるもののほか本市教育委員会が 公益上特に必要と認めた場合

備考

- 1 1 項のア・イ・ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は
減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等
を徴する場合の使用料は減免しない。

第28号議案

島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営運動広場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次のとおり」を「別表のとおり」に改め、同項第1号から第4号までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	減免率	減免する場合
1項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3項	教育委員会が定める率	1項及び2項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1項のア、イ、ウ及び3項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2項及び3項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市営運動広場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（使用料の減免） 第 4 条 条例第 7 条第 3 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、<u>別表のとおり</u>とする。 _____ _____ _____ 2 略 <u>別表（第 4 条関係）</u>	（使用料の減免） 第 4 条 条例第 7 条第 3 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、<u>次のとおり</u>とする。 <u>（1） 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割</u> <u>（2） 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割</u> <u>（3） 市内の小中学校が使用するとき 10割</u> <u>（4） 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるとき 10割以内</u> 2 略

改 正 案			現 行
区分	減免率	減免する場合	
1 項	100 パーセント 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合	
2 項	50 パーセント 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に勝致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合	
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項までに掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合	

備考

- 1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の利用料は減免しない。
- 2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する催し物等を行う場合は減免しない。

第29号議案

島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営陸上競技場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次のとおり」を「別表のとおり」に改め、同項第1号から第4号までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市営陸上競技場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行												
第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。		第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、次のとおりとする。												
		(1) 市が主催又は他の団体と共催して使用する時 10割												
		(2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用する時 10割												
		(3) 市内の小中学校が使用する時 10割												
		(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるとき 10割以内												
2 略		2 略												
別表（第 5 条関係）														
<table><tr><th>区分</th><th>減免率</th><th>減免する場合</th></tr><tr><td>1 項</td><td>100 パーセント 免除するもの</td><td>ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合</td></tr><tr><td>2 項</td><td>50 パーセント 減額するもの</td><td>ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合</td></tr><tr><td>3 項</td><td>教育委員会が定める率</td><td>1 項及び 2 項までに掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合</td></tr></table>		区分	減免率	減免する場合	1 項	100 パーセント 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合	2 項	50 パーセント 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合	3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項までに掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合	
区分	減免率	減免する場合												
1 項	100 パーセント 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合												
2 項	50 パーセント 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合												
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項までに掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合												
備考														

70

- | | |
|--|--|
| <p>1 1項のア・イ・ウ及び3項に定める場合を除き、附属設備の利用料は減免しない。</p> <p>2 2項及び3項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の手数料は減免しない。</p> | |
|--|--|

第30号議案

島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立屋内相撲場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	減免率	減免する場合
1項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3項	教育委員会が定める率	1項及び2項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 1 1項のア、イ、ウ及び3項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。

2 2項及び3項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市立屋内相撲場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行	
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）	
74 1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合	使用料の減免基準	
		イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合		
		ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育	減免する場合	
		ス スポーツ行事のため使用する場合	市が主催又は市が他の団体と共催して使用する場合	
		エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県	市の体育協会が使用する場合	
		大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習	市内の中学校が使用する場合	
		に使用する場合（回数を制限する）	前各号のほか教育委員会が適当と認めた場合	
		オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活	減免率	
		動のため部分使用する場合	全額	
		カ 本市体育協会が主催して使用する場合	全額	
2 項	50パーセント免除するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合	全額	
		イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合	全額	
		ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合	全額	
		エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する	全額	
		場合	全額	
		オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す	全額	
		る学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使	全額	
		用する場合（100パーセント免除するものに該当する場	全額	
		合を除く。）	全額	
		カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ	全額	
		行事又は文化行事に使用する場合	全額	
		キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定す	全額	
		る本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用す	全額	
			全額	

		る場合
		ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教 育 委	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益
	員 会 が	上特に必要と認めた場合
	定 め る	
	率	

備考

- 1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

第 3 1 号議案

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次のとおり」を「別表のとおり」に改め、同項第 1 号から第 4 号までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100 パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	教育委員会が定める率	1 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

備考 2 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成 2 6 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行									
第5条 条例第8条第2項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の率は、<u>別表のとおり</u>とする。 _____ _____ _____		(使用料の減免) 第5条 条例第8条第2項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の率は、<u>次のとおり</u>とする。 (1) 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割 (2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10割 (3) 市内の小中学校が使用するとき 10割 (4) 前3号以外のもので、委員会が適当と認めるとき 10割以内 _____									
<u>別表（第5条関係）</u> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>減免率</th><th>減免する場合</th></tr> <tr> <td>1 項</td><td>100パーセント 免除するもの</td><td> ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会が主催して使用する場合 </td></tr> <tr> <td>2 項</td><td>教育委員会が定める率</td><td>1 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合</td></tr> </table>		区分	減免率	減免する場合	1 項	100パーセント 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会が主催して使用する場合	2 項	教育委員会が定める率	1 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合	
区分	減免率	減免する場合									
1 項	100パーセント 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会が主催して使用する場合									
2 項	教育委員会が定める率	1 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合									
備考 2 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。											

第32号議案

島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島原市有明体育施設条例施行規則（平成25年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市有明体育施設条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する 場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する 場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育 連盟が体育スポーツ行事のため使用する 場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代 表として県大会以上（県体・国体等）の競技会 のため、強化練習に使用する 場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は 部活動のため部分使用する 場合 カ 本市体育協会が主催して使用する 場合	1 項	100パーセント免除するもの	ア 市又は教育委員会の主催により使用する 場合 イ 市内の小・中学校が学校行事のため使用する 場合 ウ 島原市小学校体育連盟又は島原市中 学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する 場合 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代 表として県大会以上（県体・国体等）の競技会 のため、強化練習に使用する 場合（回数を制限する） オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は 部活動のため部分使用する 場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する 場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する 場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した 場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して 使用する 場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規 定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的 のため使用する 場合（100パーセント免除するもの）	2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する 場合 イ 市又は教育委員会の共催により使用する 場合 ウ 市及び教育委員会が主体的に誘致した 場合 エ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して 使用する 場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規 定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的 のため使用する 場合（100パーセント減免するもの）

		に該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体 が、その目的のため ____ 体育スポーツ行事又は文化行事に ____ 使用 する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規 定する本市内の保育所が保育所の行事として施設 を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会 が定める率	1 項及び2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が 公益上特に必要と認めた場合

備考

- 1 1 項のア、イ、ウ及び3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は
減免しない。
- 2 2 項及び3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用
等を徴する ____ 場合の使用料は減免しない。

		のに該当する場合を除く。） カ 福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象と した体育スポーツ行事又は文化行事のため使用 する場合 _____ _____ _____
3 項	30パーセン ト減額する もの	教育委員会 が 公益上特に必要と認めた場合

備考

- ____ 2 項及び3 項に該当する場合において、入場料又はこれに類する費用
等を徴する催物等を行う場合 ____ は減免しない。

第 3 3 号議案

島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立れいなん会館条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区分	減免率	減免する場合
1 項	100パーセント免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合
2 項	50パーセント減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1 項のア、イ、ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市立れいなん会館条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後に徴収すべき使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

平成26年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

減免規定の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
区分	減免率	減免する場合		減免率	
1 項	100 パーセント 免除するもの	ア 本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合 イ 本市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合 ウ 本市小学校体育連盟又は本市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する） オ 本市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 本市体育協会が主催して使用する場合	第 1 項	100 % 免除するもの	本市又は本市教育委員会の主催により使用する場合
2 項	50 パーセント 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 本市又は本市教育委員会の共催により使用する場合 ウ 本市及び本市教育委員会が主体的に誘致した場合 エ 本市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100 パーセント免除するものに該当する場合を除く。） カ 本市内の福祉団体が、その目的のため体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合 キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する本市内の保育所が保育所の行事として施設を使用する場合 ク 本市体育協会の共催により使用する場合	第 2 項	50 % 減額するもの	ア 国又は県の主催により使用する場合 イ 福祉施設又は障害者の団体が、障害者を対象とした行事のため使用する場合
3 項	教育委員会が定める率	1 項及び 2 項に掲げるもののほか本市教育委員会が公益上特に必要と認めた場合	第 3 項	30 % 減額するもの	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合
備考			備考		
1 1 項のア・イ・ウ及び 3 項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。			入場料又はこれに類する費用		
2 2 項及び 3 項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する			等を徴する催し物等を行う場合は減免しない。		
場合の使用料は減免しない。					

第34号議案

島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱

島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 市は、市の指定及び委託を受けて、市が設置する教育文化施設等の管理運営を行うことをもって市の教育と文化の発展の向上に寄与することを目的とする島原市教育文化振興事業団に対し、予算の定めるところにより、島原市教育文化振興事業団運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則(昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象となる経費

島原市教育文化振興事業団事務局の管理運営に要する経費とする。

(2) 補助額

補助金の交付額は、予算の定める額以内で市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかに島原市教育文化振興事業団運営費補助金内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、島原市教育文化振興事業団運営費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後すみやかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後補助金を概算払により交付することができる。この場合において交付決定者は、前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 交付決定者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めたときは、交付決定者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

平成26年4月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市教育文化振興事業団運営費補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。